

令和6年7月第4回人吉市議会臨時会会議録

令和6年7月31日 水曜日

1. 議事日程

令和6年7月31日 午前10時 開議

日程第1 会期の決定

日程第2 会議録署名議員の指名

日程第3 議第57号 令和6年度人吉市一般会計補正予算（第3号）

日程第4 議第58号 人吉市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定
について

日程第5 議第59号 人吉市営単独住宅条例の一部を改正する条例の制定について

日程第6 報第8号 和解及び損害賠償の額を定めることについての専決処分の報告について

2. 本日の会議に付した事件

- ・ 議事日程のとおり
-

3. 出席議員（15名）

1番	川 上 紗智子 君
2番	松 村 太 君
3番	徳 川 禎 郁 君
4番	池 田 芳 隆 君
5番	牛 塚 孝 浩 君
6番	宮 崎 保 君
7番	大 塚 則 男 君
8番	平 田 清 吉 君
9番	井 上 光 浩 君
10番	豊 永 貞 夫 君
11番	西 信八郎 君
12番	村 上 恵 一 君
14番	田 中 哲 君
15番	福 屋 法 晴 君
16番	宮 原 将 志 君

欠席議員 （1名）

4. 説明のため出席した者の職氏名

市 長	松 岡 隼 人 君
副 市 長	小 林 敏 郎 君
教 育 長	志 波 典 明 君
総 務 部 長	永 田 勝 巳 君
復興政策部長	溝 口 尚 也 君
復興政策部政策統括監	緒 方 竜 二 君
市 民 部 長	井 福 浩 二 君
健康福祉部長	松 尾 美 紀 君
経 済 部 長	渕 上 聖 也 君
復興建設部長	立 場 康 宏 君
総 務 部 次 長	日下部 伸 樹 君
総 務 課 長	那 須 裕 史 君
秘 書 課 長	池 下 英 治 君
水 道 局 長	羽田野 将 央 君
教 育 部 長	前 村 洋 宣 君

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局 長	栞 原 亨 君
庶 務 係 長	丸 尾 亜紀子 君
議 事 係 長	栗 須 順 也 君
書 記	税 所 昭 彦 君

午前10時00分 開会

○議長（宮原将志君） おはようございます。出席議員が定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。よって、これより令和6年7月第4回人吉市議会臨時会を開会いたします。

なお、13番、本村令斗議員より欠席届が提出されております。

会議を開きます。

本日の議事は、お手元に配付の議事日程によって進めます。

日程第1 会期の決定

○議長（宮原将志君） それでは、これより議事に入ります。

日程第1、会期の決定を議題といたします。

本件については、本日、本会議開会前に議会運営委員会が開催され、会期日程等について協議がなされておりますので、これについて議会運営委員長の報告を求めます。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

7番。大塚則男議員。

○7番（大塚則男君）（登壇） 皆さん、おはようございます。

令和6年7月第4回人吉市議会臨時会に当たりまして、本日、先ほど議会運営委員会を開き、会期日程等について協議をいたしておりますので、その結果を御報告いたします。

会期は本日1日限りとし、審議の方法につきましては、委員会付託を省略し、本会議にて審議、採決することにいたしましたので、よろしくお願いいたします。

以上、報告を終わります。

○議長（宮原将志君） 会期につきましては、ただいまの議会運営委員長報告どおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮原将志君） 御異議なしと認めます。

よって、会期につきましては、議会運営委員長報告どおり決定いたしました。

日程第2 会議録署名議員の指名

○議長（宮原将志君） 次に、日程第2、会議録署名議員の指名をいたします。

署名議員に3番、徳川禎郁議員、4番、池田芳隆議員を指名いたします。

日程第3 議第57号から日程第6 報第8号

○議長（宮原将志君） 次に、日程第3、議第57号から日程第6、報第8号までの4件を議題とし、直ちに執行部の説明を求めます。

○市長（松岡隼人君）（登壇） 皆様、おはようございます。本日は、第4回人吉市議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、大変お忙しい中御出席を賜り、誠にありがとうございます。

提案しております議案の概要を御説明申し上げます前に、今回発生いたしました不適正な事務処理に関し、関係者をはじめ、議員各位、市民の皆様に多大なる御迷惑をおかけしましたことにつきまして、市の最高責任者として深くおわびを申し上げます。大変申し訳ございませんでした。

今回の不適正な事務処理に至った要因としましては、公務員としての自覚の欠如と職員間のコミュニケーション不足が大きく影響しているものと捉えており、管理監督職に対し、組織としての適正な業務執行体制の確認、徹底について、訓示及び通達を行ったところでございます。

今後は、市民を第一に、公務員としての自覚を持ち、市職員一丸となって再発防止と信頼回復に向け不退転の決意で臨む所存でございますので、さらなる御指導・御鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、今回提案しております予算案及び条例案につきまして、概要を御説明いたします。

議第57号令和6年度人吉市一般会計補正予算案（第3号）は、本市の事務処理の遅延により発生しました特別児童扶養手当の一部未支給に関し、その額に相当する額などを特例給付金として給付するため、予算の補正を行うものです。歳出におきまして、民生費に18万5,000円を増額補正し、予備費を同額減額補正いたしております。そのため、歳入歳出予算の総額につきましては変更ございません。

議第58号人吉市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案は、冒頭に申し上げました不適正な事務処理に関し、責任を重く受け止め、市長及び教育長の令和6年8月分及び9月分の給料月額を減額して支給することに伴い、条例の一部を改正するものです。

議第59号人吉市営単独住宅条例の一部を改正する条例案は、延長要件に該当する被災入居者の入居期間を延長することに伴い、条例の一部を改正するものです。

以上、提案しております予算案及び条例案につきまして概要を御説明いたしましたが、詳細につきましては、所管の責任者から御説明させていただきます。

議員各位におかれましては、慎重御審議の上、御協賛賜りますようお願い申し上げます。

○総務部長（永田勝巳君）（登壇） 皆様、おはようございます。

私のほうから、議第57号令和6年度人吉市一般会計補正予算案（第3号）につきまして補足説明をさせていただきます。

予算書の3ページをお願いいたします。第1条の歳入歳出予算の補正につきましては、事項別明細書により御説明いたします。

9 ページをお願いいたします。歳出でございます。3 款民生費、1 項社会福祉費、2 目心身障害者福祉費18万5,000円の増額補正は、18節負担金、補助及び交付金の給付金で、特別児童扶養手当等特例給付金の増でございます。これは、令和5年度に発生いたしました特別児童扶養手当支給手続に係る熊本県への進達遅延に伴うものでございまして、県におきまして令和5年10月からの支給決定がされましたことから、本来、適正に事務処理を行っていれば支給されたと解される、令和5年5月から同年9月までの5か月分の特別児童扶養手当に相当する額と、県への進達のため、再度取得しました診断書発行に係る手数料に相当する額を、特例給付金として給付するための増額補正を行うものでございます。

なお、14款予備費から同額を減額補正いたしておりますので、歳入歳出予算の総額に増減はございません。

以上で、議第57号令和6年度人吉市一般会計補正予算案（第3号）につきまして、補足説明を終わります。

○復興建設部長（立場康宏君）（登壇） 皆さん、おはようございます。

それでは、私のほうから、報第8号について説明をいたします。

報第8号和解及び損害賠償の額を定めることについての専決処分の報告についてでございます。議案書7ページをお願いいたします。

これは、地方自治法第180条第1項の規定により、令和6年7月18日に専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により議会に報告するものでございます。

専決処分の内容について御説明いたします。議案書8ページをお願いいたします。

件名は、損害の賠償についてでございます。賠償の理由でございますが、令和6年4月15日午後0時40分頃、市道鍛冶屋町山江線において、相手方の車両が信号待ちのため一時停止していたところ、左前輪部分の道路が陥没してタイヤがはまり、陥没箇所から前進して脱出する際に左前タイヤが損傷した事故に関し、相手方と人吉市との間で損害賠償の額を決定し、和解するものでございます。

損害賠償の額は4万3,560円。賠償の相手方は、球磨郡相良村深水956、森下貴光様でございます。

和解事項でございますが、紛争を将来に残さないため当事者双方は、示談契約書に記載された事項以外に一切の債権債務が存しないことを確認するとしております。

以上で、報第8号和解及び損害賠償の額を定めることについての専決処分の報告についての補足説明を終わります。

○議長（宮原将志君） それでは、これより質疑を行います。

まず、議第57号について、質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑もないようですので、議第57号についての質疑を終了いたします。

次に、議第58号について、質疑はありますか。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

4 番。池田芳隆議員。

○4 番（池田芳隆君） 御質問でございます。今回、不適正な事務処理ということで、責任の取り方としてということで減給とされていますけども、ほかに市長の責任というものは、減給でしか責任の取りようというのではないのでしょうか。

○市長（松岡隼人君） 具体的にはどういったようなことでしょうか。

○議長（宮原将志君） 反問権ということでよろしいでしょうか。ただいまの反問権の要求については、これを認めます。（「議長、4 番」と呼ぶ者あり）

4 番。池田芳隆議員。

○4 番（池田芳隆君） 説明不足ですみません。

要は、市長が減給したとしても、何の事務処理改善もなく、基本的に減給してもあまり意味がないと。そこが重要なことではなくて、要はきちんと職員が、今後、適切に仕事ができるような環境づくりであつたりとか、そういうことをきちんと示さずに、ただ、減給したから責任を取ったというのは違うような気がする。だから、減給ではなくて、もっとやるべきことというのは、市長はどういうふうを考えられますか。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

まずは、不適正な事務処理によって、市民の方、また関係者に多大なる御迷惑をおかけしたと、心からおわびを申し上げる次第でございます。

御指摘のように、そういったことがないようにやっていくというのが組織としても、そして、私も最高責任者としての務めだと強く思っているところでございますが、残念ながらこのような事態が起きてしまいました。何が原因なのか、どういことを改善すべきなのか、そういったことを再度見直しまして、幹部を含めたところで、冒頭申し上げましたとおり、今後こういったことが起きないような組織としての取組をしっかりと行っていくということに尽きるのであらうと思っております。

また、今回、懲戒処分等を行いまして職員処分をしたところでございます。当然、私が組織のトップですので、私もしっかりと責めを負うという思いで、今回提案させていただいております。

以上、お答えいたします。

○議長（宮原将志君） 池田議員に申し上げます。議案質疑でございますので、議案に関するような質疑となりますようによろしくお願いいたします。（「議長、4 番」と呼ぶ者あり）

4 番。池田芳隆議員。

○4 番（池田芳隆君） 終わります。

○議長（宮原将志君） ほかに質疑はございませんか。（「議長、7 番」と呼ぶ者あり）

7 番。大塚則男議員。

○7 番（大塚則男君） 議第58号の条例改正は、市長及び教育長の給与減額について、今回、

3件の不適正事務処理に関して、市政に混乱を招いたことに対するけじめとして、市長及び教育長の給与減額をするものとされています。

しかしながら、この処分の在り方でいいのか。と言いますのが、起きたことの結果に対して受けられるのは分かります。しかし、それを起こした原因はどこにあるのか、そういったことをもう少し解明すべきではないかと思います。ひらめき箱については、53件中39件の市民の声を職員の机の中にしまっていたこと、特別児童扶養手当申請は、昨年4月に申請を受けながら、同年9月に全書類がそろった後も放置されていたこと、今年3月末の人事異動の際、明らかになったこと、この案件が不適正事務処理とされ、本市の責任として処理されることについての考え方をお尋ねします。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

様々にそういった事例がなぜ起きたのかということで、我々も担当職員をはじめ、その組織のほかの職員等々にも調査をしたところでございます。様々な原因があろうかと思いますが、そういったことが今後起きないように、本人としての意識、または組織全体としての関わりといったものを、より連携体制が取れるような仕組みを、さらに進めていきたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 7番。大塚則男議員。

○7番（大塚則男君） さきの全員協議会において、総務部長は、戒告などを受けた場合は昇給、賞与などに影響が生じてくると述べられました。そのことは、通常業務の評価の中で、全職員に対しても起こり得ることです。今回の不祥事案件については、市民の皆様が理解され、明確な判断が必要であると考えますが、このことについてお尋ねします。

○総務部長（永田勝巳君） お答えいたします。

当然、私どもは地方公務員ということであります。地方公務員法の中で、こういったことがあったときには、その責任の所在自体を明らかにするというのが1つございます。

やはり、今回の3件については、職務を怠っていた部分が非常に大きな要因ということでございますので、その部分については、地方公務員法に照らしまして一定の処分をしたというところでございます。

ただ、御質問の内容は、今後どうするのかという部分であろうと思っております。なかなか、特効薬と言いますか、そういうことについては難しいところがございますけれども、私も総務部を預かっておりますけれども、今回、一連のこういった状況のけじめがついた後に、管理監督職と部内でこういうことがないようにということで、それぞれの考えを聞きながら体制を整えることにつきましても話し合い等々をしたところでございます。そういったことを繰り返していくことで、今回起きたことにつきましては、やはり市民の方の信頼回復に努めていくことになろうかと思っておりますけれども、1つ1つ、そういったことを積み重ねて、

今後、信頼回復に努めてまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 7番。大塚則男議員。

○7番（大塚則男君） 終わります。

○議長（宮原将志君） ほかに質疑はございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ほかに質疑もないようですので、議第58号についての質疑を終了いたします。

次に、議第59号について、質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑もないようですので、議第59号についての質疑を終了いたします。

それでは、採決いたします。

採決は、分割して行います。まず、条例案件から先に行います。

議第58号について、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮原将志君） 御異議なしと認めます。

よって、議第58号は、原案可決確定いたしました。

次に、議第59号について、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮原将志君） 御異議なしと認めます。

よって、議第59号は、原案可決確定いたしました。

次に、議第57号について、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮原将志君） 御異議なしと認めます。

よって、議第57号は、原案可決確定いたしました。

次に、報第8号について、質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑もないようですので、質疑を終了いたします。

○議長（宮原将志君） ここで、執行部に申し上げます。

先般、発生しました不適正な事務処理につきましては、市民の日常生活に影響を及ぼすものが含まれていただけでなく、同じ時期に3件もの事案が発生したことは、市民の市政への信頼を大きく損なうものでありました。

市議会といたしましても、これまで不適正な事務処理が起きた際に、再三注意喚起を行ってまいりましたが、今回、このようなことが起きたことは、極めて遺憾であります。

本日、これらの改善、対応に関する議案が提出されましたが、今後は、全体の奉仕者としての本分に立ち返り、組織的な事務処理体制の点検や、職員の業務に取り組む姿勢の見直しなど、十分な対策を講じられますよう市議会として強く申し入れます。

○議長（宮原将志君）　以上で、本日の議事は全て終了いたしました。

これをもちまして令和6年7月第4回人吉市議会臨時会を閉会いたします。

午前10時25分　閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

人吉市議会議長 宮 原 将 志

人吉市議会議員 徳 川 禎 郁

人吉市議会議員 池 田 芳 隆